

麻生邸リアリティツアー事件国家賠償請求訴訟団ニュースレター

ででこい!

第8号

【'11年11月22日】

頒価：カンパ制

編集・発行：麻生邸リアリティツアー事件国家賠償請求訴訟団
連絡先：〒151-0053 東京都渋谷区代々木4-29-4 西新宿ミノシマビル2F
TEL:03-3373-0180 FAX:03-3373-0184
フリーター全般労働組合気付
Web: <http://state-compensation.freeter-union.org/> mail: realitytour.st.comp@gmail.com
郵便振替：00130-9-282713 口座名：麻生国賠
(他行からの振込 店名：〇一九店/預金種目：当座/口座番号：0282713)



写真は9月26日の、雨のそぼ降る中での地裁前情宣。この後、第8回期日が行われました。直前の23日には、排外主義に反対するデモで原告の園が不当逮捕。ほどなく釈放されましたが、本人不在のまま裁判は行われました。権力による「公安条例の恣意的な運用」がますます明らかになったと言えます。

目次

第8回 期日報告：p2 公安条例事件「判例」：感想記 p4

寄稿「公安条例について思うこと」：p6

本の紹介『ボクが東電前に立ったわけ』：p7 活動日誌ほか：p8

9.26 第8回期日報告

報告：広田有香

2011年9月26日に、第8回期日が東京地裁にて行なわれました。足をお運びいただいた36名の皆さま、感謝いたします。また、今回の期日の直前に原告の一名(園 良太)が不当逮捕で勾留され、法廷では、「いるべきはずの人」を欠いた状態での開廷となりました。もちろん、原告側は、本件とも共通する公安条例の問題と考え、今回不当逮捕の経過となぜこのような逮捕事案が相次ぐのかについて述べました。期日報告いたします。

前回までの経過

原告らは、証拠請求として訴訟においてDVD上映を求めているが、先に争点整理が必要であるといった裁判所の判断があり、これまでの矛盾する被告東京都の主張にたいし、裁判所から質問がなされた。

第7回期日の内容

裁判所からの質問事項にたいし、被告東京都が応答。

(1) 被疑事実はなにか

裁判所からの質問事項：東京都が逮捕の理由としてあげている集団示威行動の内容は、「本件集会及び本件デモ更新が集団示威運動に該当する形態で行われた事(中略)、デモ隊を指揮先導する原告 園に警告をしたものの、この警告に従わなかったことなどから(中略)現行犯逮捕した」と、公安条例が合憲であることを前提とし、いずれも無許可でなされた集会とデモが違法行為であったとされている。しかし、別途被擬似事実として提出された文書には「集会」との文言はない。被疑事実はいったい何であるか。

東京都の応答：被疑事実はデモのみ。集会は含まれない。

(2) 交通への影響が犯罪構成要件であるのか

裁判所からの質問事項：被告東京都は、リアリティアを「交通に著しい影響を及ぼすような…デモ」だったとしているが、交通への影響は逮捕理

由(公安条例違反)となる。と、すればいかなる場合なのか。

被告東京都の応答：一般交通への著しい影響は、公安条例違反が成立するための要件ではない。

原告らの反論は次のとおり。

訴訟団弁護士 小竹氏から

公安条例の違憲性について、被告東京都からの反論がないことを指摘。

一方、(2)への被告東京都の応答について、「徳島市の判決(註)として…「公安条例違反」での逮捕には具体的な行動を伴わなくてはならない。デモ行進したい、そもそも一般的な交通秩序は乱すとされているものであり、取り締まるには、デモ一般を越えた交通秩序を乱す行為が必要…とある。都は、これについてどう考えるか？」と反論。(これらについて次回、被告東京都から応答の予定)

訴訟団弁護士 大口氏

2011年9月23日、発生した本件原告 園への不当逮捕事件について。そこに、本件麻生邸リアリティア事件と根を一とする公安条例の問題があると、警笛を鳴らす。内容は以下。

(1) 今回の逮捕前の状況として

経済産業省前警備にあっていた丸の内警察署公安部の警察官は、原告にむかって体当たり行為をして、「お前を逮捕したいんだ!」「このかん、お前には散々迷惑をかけられているからな!」と発言している。逮捕の数日前のことであり、内容からすれば、園氏がいつ逮捕されてもおかしくない状

況であったといえる。

(2) 反原発運動をとりまく状況について

3月から現在まで、反原発の行動が各地でさかんに行なわれている。9月のデモには、6万人の参加。原発への異議行動を、最初に、たった3人ではじめたのが原告 園だった。詳しくは、先日出版された『僕が東電前に立ったわけ』（三一書房）に書かれているので、ここにいるみなさんに読んでもらいたい。

さて、このかんのデモで逮捕者も出ている。逮捕理由としては、例えば「ゆっくり歩いたために、隊列が乱れた」など、過剰さに疑問を持つものも多くなる。

(3) 二つの不当逮捕事件に共通する問題

公安警察による「狙い撃ち逮捕」が、このかんのデモを通じてなされており、前述の丸の内警察公安部の発言でも明らかといえる。公安警察は、ある人物に予め狙いをつけ、デモで逮捕して、長期勾留・・・パターン化された「攻撃目的の逮捕」といえる。

今回事案からみても、「集団行動暴徒化論」（註）によった形式的な運用で、公安警察の恣意的な逮捕を可能としている。そうして、今まさに、不当逮捕が生じている。裁判所にはこの現実を、ぜひ直視して欲しい。

傍聴席から

法廷には時間ぎりぎりでは到着したが、入るいなや、いつもいる原告席が空いていることに気づく。傍聴席からの風景として、「いつもとちがう」違和感がそこにあった。

今回
不当逮捕も



強い口調で怒る大口弁護士

また、公安条例の違憲性と警察による恣意的な運用によって行なわれたもので、本国賠と同様の問題を持つものである。原告らは、今回不当逮捕の問題をそう述べた。

公安条例の問題は、教科書的に観念的に、とらえるならどこまでも、ぼんやりと「人権侵害のおそれ」程度の理解をしまいそう。しかし、今回の開廷にさいし原告 園がいない法廷をみつめ、はっとした。

公安条例の問題は、まさに「今ココ」「路上」「表現」の問題なのだ。ちかくで山火事が起きたら、火を消しにいかなくてはならない。そんな今のこと。さらなる被害者がいてはならない。

（註釈）引用判例

【徳島市公安条例最高裁判決】

ジグザグデモを指揮、実行し、道交法及び徳島市公安条例「交通秩序を維持すること」違反の罪に問われた事件で、「刑罰法規として漠然不明瞭過ぎないか」が争点となった。判決は、「交通秩序を維持すること」は、「殊更な交通秩序の阻害をもたらすような行為を避止すべきことを命じている」ものに過ぎない、とされた。（最（大）判昭和50年9月10日）

【東京都公安条例最高裁判決】

学生運動のデモが公安条例違反とされた事件。集団行動規制の基準はどうあるべきか、違憲ではないのか、が争点となった。

「通常一般大衆に訴えんとする集団の潜在的な力は・・・平穏静粛な集団であつても、時に昂奮、激昂の渦中に巻き込まれ、甚だしい場合には一瞬にして暴徒と化し、勢いの赴くところ実力によつて法と秩序を蹂躪し、集団行動の指揮者はもちろん警察力を以てしても如何ともし得ないような事態に発展する危険が存在すること、群集心理の法則と現実の経験に徴して明らか」と、「集団行進暴徒化論」ともいわれる発想に基づき書かれており、警察による「事前抑制」が合憲であるとされた例。

次回の期日は11月28日（月）

14時より、東京地裁第721号法廷にて！

ぜひ傍聴下さい！

公安条例事件「判例」感想記



中島雅一

弁護団会議に常に出席している仲間や、交渉・書面づくりを日常的に担っている組合員の仲間なら、関連する条文や判例は身近なものだろう。でも、自分のような遊び人？にはまるで縁がないこと。それが……

前回法廷と直後の集約で、小竹弁護士、大口弁護士の口に「潜在的暴徒論」という言葉がのぼった。東京都が提出した準備書面には、「悪名高い」判決文が、そのまま引用されているらしい。潜在的暴徒 割れ窓理論みたいなもんか？ と関心を誘われて、はじめて判例なるものに当たってみたくなった

公安条例事件の三大事例

過去、公安条例が焦点となった裁判のうち、代表的な判例として登場するのは次の三件。行政・司法書士とか、法律関係の資格試験にはよく「出る」そう。どんな事件か、判決にある「事実」と結果だけを抜き出すとこんな感じになる。それでもぼんやりと想像できる風景があるはず。

新潟県公安条例事件

1949年4月8日、密造酒被疑事件で一斉逮捕された朝鮮人 30 数名の即時釈放を要求。約 200、300 名が高田市中頸城地区警察署前に集った際、指導者と目された 2 人が、公安条令違反で逮捕。各懲役 3 ヶ月、4 ヶ月の有罪判決。(最高裁大法廷判決、1954/11/24)

東京都公安条例事件

(1)1958年4月1日、エニウエツク環礁(マーシャル諸島)水爆実験中止を要求し、アメリカ大使館正門に駆け足で接近(約 40 名)、正門内に押し入った。

(2)9月15日、勤務評定反対デモ(全日本学生自

治会総連合主催、約3000名)で、蛇行、渦巻、ことさらな停滞を伴うデモを指導した。

(3)11月5日、公安委員会の許可を受けないで、国会に通じる道路上で警職法改悪反対等のための集会を行った際、共謀して、集会主催、デモを誘導(3,000名)。蛇行進を行わせた。また、有楽町駅に至る路上でスクラムを組ませるなどしてデモを指導した(600名)。

(4)14日、公安委員会の許可を受けないで、国会に通じる道路上から有楽町駅に至る路上で、警職法改悪反対のため蛇行進を行わせるなど、デモを指導した(約150名)。

(1)~(4)の複数行動を対象に、都内大学自治会委員7名が逮捕。7名のうち、1名が住居侵入、6名が条例違反に問われた。一審、前者罰金2千円、後者6名無罪。最高裁で差し戻され(最高裁大法廷判決、1960/7/20)、前者罰金1万5千円、後者各罰金1万円の有罪判決。

徳島市公安条例事件

1968年12月10日、B52、松茂・和田島基地撤去、騒乱罪粉碎、安保推進内閣打倒デモ(徳島県反戦青年委員会主催、約300名)で、蛇行するよう笛、両手で刺激し、自ら蛇行した、とされた同委員会メンバーが、条例及び道路交通法違反で逮捕。上告審で、罰金1万円の有罪判決。(最高裁大法廷判決、1975/9/10)

何が裁判の争点になったか？

まず、この裁判で争点となったのは、憲法21条の問題。公安条例は、「集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する」に照らして合憲か、違反か。基本的人権の行使になぜ「許可」が必要か、という問いが立てられた。その結果

で、最高裁は公安条例を巡る判断をはじめて示した。「一般的な許可制を定めてこれを事前に抑制することは、憲法の趣旨に反し許されない」。「特に四条一項の前段はきわめて抽象的な基準を掲げ、公安委員会の裁量の範囲がいちじるしく広く解されるおそれがある。しかし「本件条例は許可

の語を用いてはいるが、これらの行動そのものを一般的に許可制によつて抑制する趣旨ではなく、上述のように別の観点から特定の場所又は方法についてのみ制限する場合があることを定めたものに過ぎない」とした。

要するに、一般的な許可制は違憲だが、公安条例は限定的な許可制で、実質的には届出制だから「合憲」なのである、という、最初からなんともアクロバチックな判決ではないか。

「集団 = 潜在的暴徒」論の原典

そして。判決の原則を適用しながらも、集団 = 潜在的暴徒と決めつけた、例の「悪名高い」判決とはこのこと。A4、28 頁に及ぶ全文のうち、該当箇所はここ

「およそ集団行動は、学生、生徒等の遠足、修学旅行等および、冠婚葬祭等の行事をのぞいては、通常一般大衆に訴えんとする、政治、経済、労働、世界観等に関する何等かの思想、主張、感情等の表現を内包するものである。ところでかような集団行動による思想等の表現は、単なる言論、出版等によるものとはことなつて、現在する多数人の集合体自体の力、つまり潜在する一種の物理的力によつて支持されていることを特徴とする。」

「かような潜在的な力は、あるいは予定された計画に従い、あるいは突発的に内外からの刺激、せん動等によつてきわめて容易に動員され得る性質のものである。この場合に平穩静肅な集団であつても、時に昂奮、激昂の渦中に巻きこまれ、甚だしい場合には一瞬にして暴徒と化し、勢いの赴くところ実力によつて法と秩序を蹂躪し、集団行動の指揮者はもちろん警察力を以てしても如何ともし得ないような事態に発展する危険が存在する」

よつて 「不測の事態に備え、法と秩序を維持するに必要かつ最小限度の措置を事前に講ずることは、けだし止むを得ない」ので、「合憲」とした。

この最高裁判決は、以後の公安条例を巡る法廷に「支配的な影響」を与えた、とどの判例集にも書いてある。現場レベルでいえば、「過剰警備に途を開いた。この判決を「前提」とすることで正当性をアピールするまた別の判決、書面は山ほどあるだろう。東京都が今回準備書面に引用した「最高裁

判所第二小法廷、昭和 50 年 10 月 24 日付、公安条例関連事件」判決などがそれ。

「不明確による無効」は認めず

の争点は、と若干事情が違ふようだ。(道路交通法との絡みは難しくて言及できないのでパス。)

ここでは憲法 21 条でなく、31 条「何人も、法律の定める手続によらなければ、その生命若しくは自由を奪はれ、又はその他の刑罰を科せられない」が争点になっている。

「交通秩序を維持すること」という公安条例条文はあいまいで、犯罪を構成要件する内容をなすものとして明確でない。罪刑法定主義の原則を踏まず、これは 31 条に違反する、と主張したもの。考えてみれば、可罰か不可罰かが明確に読み取れない条文はおそろしい。そんなものは一応あってはならない、ということになっていたのだった。

しかし 「殊更な交通秩序の阻害をもたらすような行為であるかどうかは、通常さほどの困難なしに判断しうる」。「確かにその文言が抽象的であるとのそしりを免れないとはいえ、集団行進等における道路交通の秩序遵守についての基準を読みとることが可能であり」とし、判決はやっぱり、「合憲」。「しうる」「可能」の根拠は「通常」。わかるよ、ね？ という感じか。

はじめて判例にあたってみて、果たしてこれは理屈として筋が通っているのだろうか？ まるでわからない。合憲解釈を防御する「技巧的」判決という整合性以外は、裁判官は何かに誓うんだっけ？

一方、その条例によって、私たちの行動は狭められ、常に恣意的な弾圧にさらされつづけなければならない ということだけはよーくわかる。年に何べんか、あーもすーもなく、即座の対応を迫られること。それこそ、理屈抜きで。

ああ、もう字数が多くなりすぎた。～ 以後、べつの争点を打ち出した裁判、主張を一部認めた判例などについては、これからまた少しずつ知っていききたいと思うけれど、とりあえずはここまで。

公安条例について思うこと

寄稿

臼田敦伸

デモの申請をするときに、いつも思うこと。それは、何で許可なんて取らなければならないのか。政府に文句を言うのに、何で政府の許可を取らなければならないんだという怒り。そして、ポリ公どもに、あれはダメ、これはダメと嘘や御託を並べられて、いちいちそれに反論しなきゃならない。何時間もかけて申請し、許可証を受け取ってデモをやれば、ポリ公に囲まれて、怒声をあびせられて歩かされる。そして、最悪の場合、仲間がパクられるのである。

資本に汚染された社会で街頭に立つ

いったいこの国のどこに表現の自由があるのだろうか。街は商業広告であふれ、常に消費をあおられる。電車、バス、公園、ネットなど、全ての場所に広告が入り込む。このままいけば警察車両に広告がのようになるのも時間の問題だろう。パクられて、パトカーに乗ったら、弁護士事務所の広告が見られるようになるかもしれない。

金のない私にとっては、商業広告なんて目障りなだけだ。貧乏人には買えないものを何度も何度も、しつこく売り込まれる者の身にもなって欲しい。高級車のテレビコマーシャルを見せられる時間ほど人生で無駄な時間はない。例えばパトカーに弁護士の広告が載るようになっても広告を出すような商業弁護士など雇えやしない。助かるのは金持ちだけだ。全てのものが資本に汚染され、政治は嘘を並べ、マスコミは真実を歪曲する。私たちや、多くの社会活動をする仲間たちが訴える真実は、資本の力によって風前の灯火だ。

街頭で社会の矛盾を訴える。いつの時代も、私

たち民衆は、この方法で世界を変えてきたのである。今、私たちが脅かされているのは、街頭に出る自由だ。街頭に出る自由を制限できると奴らは思っている。奴らは、街頭に出て表現する自由すら制限できると思い上がっている。私たちは、時が来れば必ず実力で奴らを倒す。私たちは、実力で自由を獲得しなければならないのだ。

差別的な選挙供託金制度

麻生国賠で問題となっている公安条例が憲法の違反しているのは、今さらここで述べるまでもない。しかし、その憲法自体が、そもそも無効なのである。この国の全ての権力(行政・立法・司法)は、平等・普通選挙を前提に正当性を有している。

しかし、国政制限選挙や知事制限選挙に立候補するには 300 万供託しなければいけないし、比例で立候補するには倍の 600 万である。この貧乏人を差別する選挙供託金制度は、男子普通選挙法制定から今に至るまで廃止されたことはない。そして、野宿者は選挙権を行使できないし、在日外国人は参政権を剥奪されている。小選挙区制度は、少数派を排除し、資本家による独裁をより強固なものとしている。これらのでたらめな選挙制度が、社会において多数派である労働者の代表を排除し、国会を資本家の代表で埋めつくしているのである。

つまり、現在に至るまで、この国で平等・普通選挙が行なわれたことなど一度もないのであって、全ての人民に参政権(選挙権・被選挙権)が保障されたことなど一度もないのである。制限選挙で選

ばれた議員で占められている国会が認めたからといって日本国憲法が正当性を有しているはずもない。

人民が、人民を代表していない不当な権力に対し抵抗権を行使し、打倒するのは至極当然のことであって、これを妨げることはできない。そして、抵抗権は誰かに与えられるものではなく、人が生まれながらに持っている基本的人権であるのだから、私たちは誰の許可をもらうことなく不当な政府を倒すことができるのである。

抵抗権を行使して

当たり前のことではあるが、制限選挙なんて何

回やっても無駄であるから、私たちは実力で政府を倒さなければならないし、正当性を有しない政府が倒されるのは当然のことである。そして、有史以来、人民を抑圧する政府が倒されなかったことはない。私たちは当然のように抵抗権を行使し、当然のように政府を倒せばよいのだ。日本政府を倒すのが先か、公安条例がなくなるのが先かはわからないが、どちらにせよ人民によって排除されることは必然であるようだ。

そう思うと、陳腐な公安条例を振りかざして騒いでいる警察権力がなんと滑稽に見えてくる。

本の紹介『ボクが東電前に立ったわけ』

紹介者:鈴木則子

この書籍は、3・11以降、9・11事件を機に戦争・貧困・差別に反対するさまざまなデモや集会に関わってきた著者が、東電前アクションを起こした経緯や思いがコラムごとにわかれた構成になっています。

なかでも事故直後のメディアの報道は、66年も経過したのに、あの当時の戦争を起こしたこの国の権力・資本・メディアの体質が全く変わっていないことが改めて実証され、これらの責任追及が全くなされていないこと、こういった状況は変えなければならないこと、そうしないと福島で被曝したり避難を余儀なくされた人々にも顔向けが出来ないこと、また今回の震災では米軍のオペレーショントモダチ作戦は太平洋有事 519 作戦だったことも伝えてます。

その後仲間と東電前アクションを立ち上げてからは、福島原発事故後に東京電力、政府、経済産業省等に責任追及の声を挙げ続けている経緯、6/11 デモを企画しての成果、麻生邸リアリティツアー国家賠償請求訴訟の国と東京都(警視庁)を相手取り「不当逮捕を認め、謝罪し、損害賠償をしる、公安条例を撤廃しろ」と訴えた事も綴られています。

そして原発労働者を安い賃金で雇いながら健康被害も背負う差別的な社会構造の背景や、今もって原発事故の収束の見通しがたたない放射線レベルの中福島現地の人々を全員でも避難させたほうがいい状況、子供たちにも健康被害があらわれていること等日々不安を抱えて過ごさなければならない状態に、補償もされないという事はやはり昔からの変わらない棄民政治を政府、官僚、財界が長年推し進めてきた構造のあらわれも指摘しています。

そのためには、過去と現在の戦争と差別の実態を知り、繋がり、ともに行動することこそ、根深い差別構造を解体知り、私たちの理想とする社会をつくる第一歩になるのだと締め括っています。



園良太 著
三一書房 刊
1,260円(税込)

賛助会参加の呼びかけ

「麻生国賠」にご賛同・ご協力いただき誠にありがとうございます。

賛助会の発足から 1 年が経とうとしております。今後も、皆様から長期的なご支援を頂きたく、賛助会へ入会をされてない方はぜひ入会をお願い致します。

また、年明けからは会員資格の更新も必要になって参ります。訴訟団より通知致しますので、お手数ですが、お手続き下さい。

賛助会費：年額 2,000 円

ニュースレター「でてこい」を毎号お送りいたします。

すでに賛同をいただいた方には賛助会員への移行をお願い致します。

振込用紙に「賛助会参加希望」とお書きの上、下記に振り込みをお願いいたします。

郵便振替：00130-9-282713 口座名：麻生国賠

口座を他行などからの受付口座として利用する場合は、

店名：〇一九店 預金種目：当座 口座番号：0282713

連絡先：〒151-0053 東京都渋谷区代々木 4-29-4 西新宿ミノシマビル 2F

TEL：03-3373-0180 FAX：03-3373-0184 フリーター一般労働組合気付

- 9月23日 排外主義反対デモにて原告園が不当逮捕
- 9月26日 第8回口頭弁論
- 10月4日 事務局会議
- 10月20日 リアリティツアー2011 実行委(RTB)発足
- 11月17日 弁護団会議
- 11月22日 ニュースレター8号発行

★訴訟団日誌★

【編集後記】麻生邸リアリティツアーから3年。東日本大震災により国と東電の犯罪性が明らかになりました。しかし政府は脱原発の立場を明らかにしようとしません。一方で米国のグローバル戦略の一環である TPP 交渉の参加を表明しています。こんな事では貧困や格差の問題は一向に解消されない。それどころか目玉だった筈の派遣法改正は政党間の取引の材料にされてしまう始末。事態は悪くなる一方なのに、権力者達は真面目に対応する気が一切ありません。そんな中、リアリティツアー2011を企画しました。目的地は四谷にある東電会長・勝俣氏のお宅です。ぜひ、ご参加下さい。(ら)